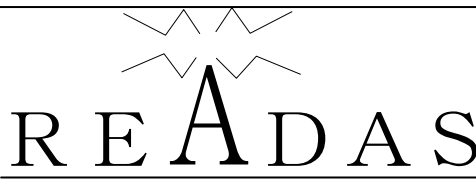


第 5380 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 1月 5日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 年末調整の過納額が多い場合

Q：年末調整の過納額が多かったので、しばらく納付する源泉徴収税額がありません。こんな場合、税務署から還付してもらえないのでしょうか？

A：一定の場合には還付してもらえます。

【解説】

年調年税額が本年中に徴収した税額の合計額より少ない場合で次のときには、税務署から給与の支払者に一括して還付するか、あるいは過納となった本人に直接還付することになっています。

- ①納付する源泉徴収税額に比べて過納額が多いため、還付することとなった日の翌月から2か月を経過してもなお還付しきれないと見込まれる場合
- ②解散、廃業などにより給与の支払者でなくなったため、過納額の還付ができなくなった場合
- ③徴収して納付する税額が全くなかったため、過納額の還付ができなくなった場合
したがって、これらのいずれかに該当する場合には、税務署から還付してもらえますが、この場合には、各人ごとの過納額や還付を受けようとする金額の明細を記載した「源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書」を作成して、これに各人の「源泉徴収簿の写し」と「過納額の請求及び受領に関する委任状」を添付して所轄税務署に提出しなければなりません。

